

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 指導医細則

令和 3 年 4 月 制定

令和 4 年 11 月 改定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が行う、形成外科領域専門医制度第 5 条に定める形成外科領域指導医（以下、指導医という）の審査・認定に関する諸規定を定めるものである。

第 2 章 指導医認定委員会

(指導医認定委員会の構成)

第 2 条 制度第 5 条 2 項の指導医認定委員会（以下、委員会という）の構成は原則 6 名とする。

(委員の指名)

第 3 条 指導医認定委員は理事長が指名する。

(委員長)

第 4 条 委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。

(業務)

第 5 条 委員会は第 7 条の分野指導医ならびに第 10 条の形成外科指導医認定に関する業務を行う。

(兼任の禁止)

第 6 条 指導医認定委員は認定施設認定委員を兼ねることができない。

第 3 章 分野指導医

(分野指導医)

第 7 条 学会は、形成外科領域専門医のうち、学会が認定した各関連分野学会の専門医資格を有するものを、本人の申請に基づく審査のうえ当該分野指導医として認定し、分野指導医登録原簿に登録する。

2. 前項の対象となる学会と分野指導医名称は以下の通りとする。

- (1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- (2) 日本美容外科学会(JSAPS)（美容外科分野指導医）
- (3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- (5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

3. 分野指導医は、所定の費用を学会に納めることにより、分野指導医認定証の交付を受けることができる。

第 4 章 特定分野指導医

(特定分野指導医)

第 8 条 学会は形成外科領域専門医のうち特定分野について、必要にして十分な能力を有するものを特定分野指導医として認定し、特定分野指導医認定証を交付し、特定分野指導医登録原簿に登録する。

2. 前項に該当する特定分野指導医は以下の通りとする。

- (1) 皮膚腫瘍外科分野指導医
- (2) 小児形成外科分野指導医
- (3) 再建・マイクロサージャリー分野指導医
- (4) レーザー分野指導医

3. 各特定分野指導医の申請資格、認定審査、および更新審査等に関しては、別に定める。

4. 前項の業務を行う目的で、各特定分野に応じて認定委員会を置く。

第 5 章 形成外科領域指導医の認定

(形成外科領域指導医資格)

第 9 条 形成外科領域指導医は、以下を充足しなければならない。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有し、1 回以上更新を行ったもの
- (2) 特定分野指導医を含む 9 つの分野指導医のうちから、複数の分野指導医資格を有するもの

(指導医認定審査)

第 10 条 委員会は、指導医および分野指導医の認定審査を年複数回施行する。

2. 審査を受けようとするものは、所定の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出しなければならない。

3. 審査を受けようとするものは、所定の審査料を学会に納めなければならない。既納の審査料は、原則としてこれを返還しない。

(審査結果の通知)

第 11 条 委員会は、審査の結果を理事長に報告し、すみやかに申請者に通知する。

(形成外科領域指導医の登録)

第 12 条 学会は認定審査合格者を形成外科指導医登録原簿に登録、公示し、形成外科領域指導医認定証を交付する。

(指導医資格の停止および取り消し)

第 13 条 以下のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示する。

(1) 認定につき過誤があったもの

(2) 形成外科領域専門医資格を喪失したもの

(3) 提出書類の記載に虚偽があったと認められたもの

(指導医資格の再認定)

第 14 条 指導医資格を取り消されたものが、再び指導医資格を取得するには、再度第 10 条に定める指導医認定審査を受けなければならない。

第 6 章 細則の変更手続

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

附 則

1. 日本形成外科学会専門医から形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は、第 7 条および第 8 条の形成外科領域専門医は日本形成外科学会専門医も可とする。

2. 前項暫定期間においては、形成外科領域指導医は第 9 条 1 項 2 号を充足しなくても可とする。